

杉並区立浜田山小学校「いじめ防止対策推進基本方針」

この基本方針は、いじめ防止対策推進法の制定、東京都及び杉並区いじめ防止対策推進基本方針（令和7年4月改訂）を受け、人権尊重の理念に基づき、浜田山小学校のすべての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるように、いじめの根絶を目的に策定する。

I 取組の基本姿勢

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にもいつでも起こりうるとの認識をもち、早期発見、完全解決に向け、学校の総力をあげて取り組むこととする。

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を全教職員で共有し、未然防止に取り組む。解決にあたっては、積極的に保護者や地域住民、関係諸機関がそれぞれの役割を認識しつつ連携を図る。

また、本校では、『いじめ（暴力や悪口等を含む）の原因は、いじめられる側ではなく、いじめ行為をしている側にある』という認識のもと対応にあたる。いじめる側の言う【原因や理由】は、あくまでも【きっかけ】に過ぎず、そのことを動機にいじめ行為をするという意思決定をした人の心の中にこそ、【原因】がある、という考えに基づいています。相手に【きっかけ】が仮にあったとしても、いじめ行為をしない人が圧倒的に多く、他の選択肢を考えさせるよう、学校と家庭・地域が共通認識をもって対応にあたる。

一方で、いじめ行為を受けた人の【きっかけ】にあたる部分は、本人や家族で振り返り、時には反省をしなければならない場合も考えられる「悪い噂を広められたので」「向こうが先に嘘をついたから」等という【きっかけ】は、いじめ行為をされる原因や理由にはなり得ないが、相手に嫌な思いをさせたという点において、いじめを受けた側も自身の行為を顧みるよう促すことも必要と考える。いじめ行為をした側、された側双方の視点に立ち、育成や更生という教育的なねらいをもって対応していく。

II いじめについての理解

①定義 以前から言われていた「社会通念上のいじめ」ではなく、法に基づいた定義で解釈する。

【いじめ防止対策推進法 第二条第1項】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②禁止 いじめは法律で禁止されている行為です。

【いじめ防止対策推進法 第四条】

児童等は、いじめを行ってはならない。

③いじめの解消 謝罪で終わり、ではなく次の2点の要件を満たしつつ、諸事情も考慮しながら判断。

- いじめ行為を受けた側に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでおり、その期間が3か月以上継続していること。ただし、被害の重大性によっては、さらに長期の期間注視が必要であると判断する場合もある。
- いじめ行為を受けた側が、その行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いずれも「解消状態」は一時的なことに過ぎない場合もあるので、日常的に注意深く観察する。

III いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

1 いじめ対策のための「学校いじめ対策委員会」の設置

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、養護教諭、学年主任、学級担任、スクールカウンセラー、その他校長が認める者からなるいじめ防止等の対策のための校内組織「学校いじめ対策委員会」を毎月開催する。また、必要な場合は外部委員を講師に招き、研修会や意見交換を行う。記録は、生活指導主任が行う。

2 いじめの未然防止に向けた主要な取組

- ① 浜田山小学校いじめ防止対策基本方針の策定と周知（「心の教育」地区授業公開講座で地域に周知）
- ② いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- ③ 学校評価や学校運営協議会等による検証と基本方針の年度ごとの見直し
- ④ 日々の授業を通して
 - ・「浜小スタンダード」を活用し、お互いが楽しく気持ちよく学習したり生活したりするために、学校のルールを守らせる。
 - ・人権尊重の理念に基づき、あらゆる偏見や差別の解消を目指す。
 - ・一人一台専用タブレット端末やインターネットの使用によるいじめやトラブル等、その危険性や被害について児童に正しく理解させるとともに、自ら考え判断し、危険を回避する能力を身に着けさせる。いじめに関する授業は年3回行うものとする。
 - ・3年生以上は「総合的な学習の時間」で、心の教育に関する単元を設定し「考え方議論し、発信する」授業を通して、心の育成をはかる。低学年は学級活動や道徳を中心に同様の指導を行う。
- ⑤ 道徳の授業を通して
 - ・思いやりの心や、児童一人ひとりがかけがえのない存在であるといった、命を大切にする心を育む。
 - ・道徳の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。
 - ・いじめの法律や構造、いじめ問題の対処等、「いじめ行為」についての理解を深める。
 - ・道徳授業地区公開講座や「心の教育」授業地区公開講座を通して、地域全体が連携して子どもたちの豊かな心を育めるようにする。
- ⑥ 特別活動の取組を通して
 - ・よりよい集団活動を通して学校・学級活動への所属感を高め、児童の自動的・自主的な態度を育てる。
 - ・児童会活動・クラブ活動を通して、豊かな人間性と社会性を育てる。
- ⑦ 学校行事を通して
 - ・児童の発想・発信を効果的に取り入れることにより、児童の自主性・協調性を育む。
 - ・体験活動を通して、公共の精神を養い、集団活動を行うのに必要な知恵や技能を身に付ける。
 - ・多くの地域の方々や保護者の参加を得られるように工夫し、児童が生き生きと学習や活動をしていくような活動を見てもらう機会をつくる。
- ⑧ 各家庭での取り組み
 - ・自分の子どもに关心をもち、日頃から積極的に会話をすることで、子どもの変化に早期に気付く。
 - ・よいこと、悪いことに対して毅然とした態度で接したり、相手の立場を大切にすることを教えたりする。
 - ・「いじめ防止対策推進法」には児童や保護者が取り組む内容も明記してあるので、適宜話題にしながら法令遵守の精神を涵養する機会を設けてもらう。
- ⑨ 地域での取り組み
 - ・「地域の中で子どもは育つ」ことを再確認し、町会や各種関係団体と連携し、地域の教育力を高める。
 - ・子どもたちへの積極的な挨拶や、保護者への地域行事の参加の呼びかけをする。

- ・気になる子どもの言動を、すぐに学校に情報提供できる体制を構築し、校内で共有する。

3 いじめの早期発見（「いじめ防止対策委員会」を中心として全校で対応する。）

- ① スクールカウンセラーによる相談体制の充実・状況把握と校内共有の徹底
- ② 児童へのいじめについてのアンケートの実施（6月、11月、2月）
- ③ いじめに関する情報の収集、分析、指導方針の分析
- ④ 情報のファイリングと共有（黒パソコン／共有／個人情報保存用／70）
- ⑤ 学校だより、ホームページ内の校長だよりを通じた、学校の取組の発信と情報の収集・共有

4 いじめの早期対応（「いじめ防止対策委員会」を核として全校で対応する。）

- ① 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見付けた場合は、児童の安全を確保するとともに、管理職に報告する。
- ② 速やかな対応策を検討し、全体共有ののち早期に実施する。
- ③ いじめ行為をうけた児童とその保護者に対する支援を行う。（スクールカウンセラー等を活用したケアも含む）「いじめ解消」を確認できるまで丁寧に対応する。
- ④ いじめ行為を行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を行い、組織的・継続的な対応を行う。「いじめ解消」を確認できるまで丁寧に対応する。
- ⑤ 必要に応じて、教育委員会や子ども家庭センター、児童相談所等、関係機関とも連携し対応する。

5 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、児童の保護者に事実関係を伝え、保護者への助言・指導を行なが
ら家庭と連携を図り、問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は、人権やプライ
バシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供する。

IV 重大事態への対応

I 重大事態の定義

生命心身財産重大事態

いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いがあると認める場合。

不登校重大事態

一定期間（30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあるなどの事態が
発生した場合。

2 重大事態への対応

- ・学校は、重大事態が発生した場合、杉並区教育委員会・学校問題対応支援係（C E D A R）へ速や
かに報告し、指導・助言を求める。
- ・事実関係を明確にするため、杉並区いじめ問題対策委員会の調査に協力し組織的な取組を徹底する。
- ・いじめ内容が犯罪行為として取り扱われる場合は、高井戸警察署等と連携して対処を図り対応する。
- ・学校は年3回行っているアンケートや面談、日常の記録、およびいじめ防止対策委員会の議事録等
を基に、重大事態調査に必要な資料の収集、整理を行う。
- ・調査結果については、被害を受けた児童とその保護者への説明、区長への報告を必ず行う。

（参考）

・いじめ防止対策推進法

・東京都いじめ防止対策推進基本方針

・杉並区いじめ防止対策推進基本方針

・杉並区いじめ対応マニュアル